

平成 2 3 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）

目 次

第 1	平成 2 3 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	2
1	会議の開催	
2	平成 2 2 年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成 2 4 年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	4
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドラインの策定	
3	「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
第 4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	1 1
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第 5	食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	1 2
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
第 6	リスクコミュニケーションの促進	1 4
1	食品健康影響評価に関する意見交換会の開催	
2	食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施	
3	食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施	
4	リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援	
5	リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携	
第 7	緊急の事態への対処	1 8
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第 8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	2 0
第 9	国際協調の推進	2 0
	【別添資料】	2 2

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況 及 び 今 後 の 取 組 (予 定)
第 1 平成 23 年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。</p> <p>なお、消費者庁の設置により、委員会の果たすべき役割に変更があったことから、新たな役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。</p> <p>2 また、「食品安全委員会の改善に向けて（平成 21 年 3 月 26 日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。</p> <p>3 平成 23 年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価等を実施する一方で、国民の不安感等を的確に把握して、科学的知見に基づく評価結果等の情報を国民に対して丁寧に分かりやすく発信することとし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。</p>	<p>平成 23 年度においては、当運営計画に基づき、重点事項を中心にその円滑かつ着実な実施に取り組んできたところであり、現在までのところ、概ね計画どおりの進捗状況となっていると考えている。</p> <p>今般の中間報告の点検結果を踏まえ、年度末において運営計画を確実に達成できるよう、着実な事業実施に努めていくこととする。</p> <p>以下の実施状況のとおり、「情報収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能を十全に発揮するとともに、自ら評価への対応をはじめ、各機能の有機的な連携の強化を図るよう努める。</p>
	<p>(1) 食品の安全性に対する国民の不安感等を踏まえてリスクコミュニケーションを的確に実施するため、様々な機会において国民の不安感等を積極的に把握するとともに、科学的情報等について、情報の受け手や使い手のニーズを踏まえてよりの確に収集・分析・整理するほか、国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて丁寧に発信する。なお、緊急時においては、迅速性を重視した情報発信を行う。</p>	<p>【実施状況】 第 6 から第 8 までに記載</p>
	<p>(2) 食品健康影響評価等を科学的知見に基づき適切に実施するため、収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により食品健康影響評価を効果的・効率的に実施するとともに、特に委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）については、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映、評価案件以外の案件候補についての情報発信等により国民との関係にも重点を置いて体系的に実施する。また、食品健康影響評価の結果を適切にリスク管理に反映させるため、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視等を活性化するとともに、特に緊急時等において適時に重要事項の調査審議を行える態勢や、必要に応じて意見を述べる態勢を整える。</p>	<p>【実施状況】 第 3 から第 8 までに記載</p>
	<p>(3) 上記(1)(2)については、食品安全行政の国際化の進展にも鑑みて、欧州食品安全機関（EFSA）その他の国際機関等との連携、海外への情報発信等の対応を併せて行う。</p>	<p>【実施状況】 第 9 に記載</p>

<p>第2 委員会 の運営全般</p>	<p>1 会議の開催 (1) 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>【実施状況】 ○ 29回開催（※4月から10月まで） 原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催。 3月下旬の放射性物質に関する緊急とりまとめに当たっては、臨時会合を公開で開催。</p> <p>【今後の取組】 ○ 原則として毎週木曜日14時から、公開で開催する予定。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>
	<p>(2) 企画等専門調査会（平成23年9月30日以前は、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会又は緊急時対応専門調査会）の開催 四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。 ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日委員会決定）のフォローアップ及び平成22年度食品安全委員会運営状況報告書（平成23年5～6月頃） ・ 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年8～12月頃） ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告（同年10～12月頃） ・ 平成24年度食品安全委員会運営計画（平成24年1～2月頃） ・ 委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策 ・ 緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらを見直すこと ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項 また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。</p>	<p>【実施状況】 ○ 10月1日から企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時専門調査会の3専門調査会を統合。</p> <p>○ 企画専門調査会を1回開催 第38回会合（6月3日） ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて審議し、了承。 ・ 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、了承。 ・ 平成23年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の進め方について審議。</p> <p>○ 緊急時対応専門調査会を1回開催 第33回会合（9月2日） ・ 平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び東北地方太平洋沖地震における対応状況について審議し、了承。 ・ 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）等について審議し、了承。 ・ 食品安全委員会緊急時対応手順書及び緊急時対応マニュアルの見直しについて審議し、了承。</p> <p>【今後の取組】 以下の事項について審議予定。 ・ 平成24年度食品安全委員会運営計画（案）について ・ 平成24年度に食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定について ・ 平成23年度の食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況及び平成24年度のリスクコミュニケーションの実施について ・ 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成24年度緊急時対応訓練計画（案）について</p>
	<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、各専門調査会を開催する。その際、以下の事項に特に留意し、評価の迅速化・質の向上を図る。</p>	<p>① 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 【実施状況】 計 74回開催</p>

- ・ 必要に応じて専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(i)専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ii)関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応を行う。
- ・ ポジティブリスト制度下における評価案件数の増加等に対応するため、明らかに評価が不要な案件、既に評価が終了した案件等について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成21年10月8日委員会決定)に基づき、効率的に調査審議を進める。

・ 添加物専門調査会	7回
・ 農薬専門調査会	29回
・ 動物用医薬品専門調査会	4回
・ 器具・容器包装専門調査会	0回
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	0回
・ 微生物・ウイルス専門調査会	6回
・ プリオン専門調査会	1回
・ かび毒・自然毒等専門調査会	1回
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	8回
・ 新開発食品専門調査会	5回
・ 肥料・飼料等専門調査会	4回
・ 放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ	9回

(注) 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。
(4月から11月1日までの間の実績)

【今後の取組】

- 必要に応じて、随時開催する。

② 調査審議の効率化

【実施状況】

- 以下のとおり調査審議の効率化に努めた。
 - ・ 平成21年10月に決定した「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき、効率的な調査審議を行った。
 - ・ 同決定に基づき、専門調査会による調査審議を経ることなく委員会において評価することとなった例：農薬 エスプロカルブ、ノバルロン等
 - ・ 平成22年5月に決定した「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき、効率的な調査審議を行った。
 - ・ 同決定に基づき、農薬専門調査会に添加物専門調査会の適当な委員を参画させて調査審議をすることとなった例：アゾキシストロビン
 - ・ 3月29日付けで「緊急とりまとめ」を行った後、4月14日の第378回委員会会合において、食品中に含まれる放射性物質に係る食品健康影響評価の調査審議を行うため、「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」を設置した。
 - ・ 7月21日の第391回委員会会合において、遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の調査審議を行うに当たり、効率的な調査審議が可能となるよう要件や手続を定めた「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて」を決定した。

【今後の取組】

		○ 引き続き、調査審議の内容等に応じ、効率的な調査審議に努める。
	(4) 専門調査会の連携の確保 複数の専門調査会に共通する事項等に関し、委員及び専門委員の間で意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年1回以上開催する。	【実施状況】 ○ これまでのところ開催していない。 【今後の取組】 ○ 評価系の専門調査会の座長会を開催する予定である。
	2 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成 (1) 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の作成(平成23年5～6月頃) 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。	【実施状況】 ○ 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書については、6月3日の第38回企画専門調査会で審議し、6月9日の第385回委員会会合において決定した。
	(2) 平成24年度食品安全委員会運営計画の作成(平成24年1～3月頃) 平成24年度食品安全委員会運営計画について、企画等専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。	【実施状況】及び【今後の取組】 ○ 平成24年度食品安全委員会運営計画については、企画等専門調査会で審議した上で、委員会において取りまとめる予定。
第3 食品健康影響評価の実施	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるようにするとともに、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。	【実施状況】 ○ リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連絡を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう努めるとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施している。
	(1) 平成22年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成23年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。 ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。	【実施状況】 ○ これまでに評価要請のあった案件については、資料の揃った案件から着実に調査審議を進めた。 【参考：10月31日現在】 ・ これまでのリスク評価対象案件数 1,615案件(うち今年度に評価依頼のあった案件106案件) ・ これまでに評価が終了した案件数(自ら評価案件を含む) 1,072案件(うち今年度に評価を終了した案件68案件) ○ 審議の過程で必要な資料が不足していることが判明したときには、速やかにリスク管理機関に資料要求を行った。 ○ 調査審議の透明性を可能な限り確保する観点から、審議内容等のホームページ上での公開に努めた。ただし、知的財産や個人情報の点から公開になじまないものについては、従来通り、非公開とした。

	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を実施する。 ○ 引き続き、可能な限り調査審議の透明性の確保に努める。 ○ 調査審議の一層の効率化に努めるとともに、必要な情報が不足していることが判明した場合は、速やかにリスク管理機関に資料要求を行う。
<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めるものとする。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 該当品目の処理期間を管理することで、標準処理期間の達成に努めた。22年1月1日以降に企業申請品目に係るものとして要請事項の説明を受けた142品目のうち、62品目について評価を終了し、結果を通知した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準処理期間の達成状況について委員会に報告を行うとともに、引き続き、達成に向けて努める。
<p>(3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野や既に評価要請がなされた清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年10月に決定した「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」等に基づき、効率的な調査審議を行った。 ○ 農薬の評価については、平成22年6月1日の第62回農薬専門調査会幹事会において決定した「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に基づき幹事会と部会の関係を見直し、検討すべき事項に応じた各部会での効率的な審議に取り組んだ。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 論点を整理した概要資料を作成することにより、論点を明確にし、調査審議の円滑な実施に努める。 ○ 引き続き、計画的な調査審議に努める。
<p>(4) 国際汎用添加物に関して、行政刷新会議から指摘のあった「食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化」中の関係部分について取り組む。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理機関と情報交換を行い、対応について検討を行った。 ○ 国際汎用添加物45品目の内、食品健康影響評価の依頼が行われていなかった9品目について、4月に要請事項説明があった。 ○ 食品健康影響評価が終了していない15品目のうち、1品目（サッカリンカルシウム）について、国民からの意見・情報の募集手続きを経て、8月25日の第396回委員会会合において評価を終了した。

	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、リスク管理機関と情報交換を行い、円滑な食品健康影響評価の実施に資するよう検討を行う。
<p>2 評価ガイドラインの策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も適宜活用しながら、起草作業等を着実に進め、早期策定を目指す。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドライン策定に向けて検討しているところ。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについて、関係府省と連携しながら着実に作業を進める。
<p>3 自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。</p> <p>「自ら評価」を行う案件の選定についての優先順位の考え方を踏まえ、広く国民の不安感を反映しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定する。</p> <p>また、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を含めて検討すること等を前年度に引き続き実施し、委員会において平成23年度内に「自ら評価」案件の選定を行う。</p> <p>また、「自ら評価」を行うには至らないとされた案件についても、ファクトシート、Q&A等による国民への情報提供や意見交換会の実施、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。</p> <p>なお、「自ら評価」を行う案件の選定に関連して実施するリスクコミュニケーションについては、案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。</p> <p>さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。</p>	<p><「自ら評価」の選定について></p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の案件候補について、ホームページ上で7月15日から8月15日までの間、広く国民から募集した。また、食品安全モニター（470名）に対しても案件候補の募集を行った。 ○ 上記の募集や食の安全ダイヤル等を通じて寄せられた情報に基づき、自ら評価の案件候補をリストアップした。 ○ ホームページ上で「自ら評価」の実施状況を掲載するとともに、平成22年度の「自ら評価」の案件候補に係る情報を掲載することにより「自ら評価」案件に選定されなかったものについても情報提供を行った。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 募集結果等を踏まえ、情報を収集・整理し、企画等専門調査会において候補案件の選定を行う。また、候補案件に関連したリスクコミュニケーションを実施する。 <p><ファクトシートについて></p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2月17日の第367回委員会会合において、平成23年度内にファクトシートを作成することとされたハザードについて、食品安全確保総合調査により必要なデータの収集・整理を実施。（平成22年度：有機スズ化合物、平成23年度：フッ素樹脂、パーフルオロ化合物、本来的に食品に含まれる硝酸塩、くんせい中のベンゾピレンなど多環芳香族炭化水素（特にベンゾピレン）、放射線照射食品） <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記ハザードについて、年度内の公表を目標にファクトシートの作成を行う。 <p><外国政府機関との連携等による情報収集について></p>

(2)「自ら評価」の実施

「自ら評価」を行うことを決定している案件について、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究を「自ら評価」にも活用できるよう効果的・効率的に組み合わせて行い、その成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告意見申出等の必要性を視野に入れた検討にも努める。

また、委員会は、「自ら評価」を行うこととなった案件について、必要に応じて、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から報告を受け、以後の取扱いを検討する。

個別の案件については、以下のとおり進める。

- ・ 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定）については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、優先度の高い3評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）の評価の実施に必要なデータの収集等を進めるとともに、その他の微生物・ウイルスに関する案件の評価の実施可能性に係る調査審議を進める。
- ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。
- ・ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。
- ・ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、引き続き、新開発食品専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、評価に必要な情報の収集を進める。
- ・ 平成22年度に「自ら評価」を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。

【実施状況】

- 各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ及び食品中の微生物の安全性に関するリエゾングループの電話会議に参加し、ハザードに関する情報収集を行った。（5月、9月）
- 食品の安全性の確保に関する情報について、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関及び諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から日々幅広く収集、整理及び分析を行い、データベース化した情報は食品安全総合情報システムを用いて隔週ごとに登録し、ホームページに掲載している。

<科学的知見等の情報収集について>

【実施状況】

- 「自ら評価」を行うことを決定している案件について、インターネット等を通じて最新かつ正確な科学的知見等の情報収集に日々努めている。

【今後の取組】

- 引き続き、「自ら評価」を行うことを決定している案件について、最新かつ正確な科学的知見等の情報収集に努める。

<調査及び研究の活用について>

【実施状況】

- 平成23年度新規食品健康影響評価技術研究については、6月2日の第384回委員会会合において、別添資料1のとおり、4研究領域の7課題を研究課題として採択し、そのうち自ら評価案件として2件採択した。（アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価、食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究）

【今後の取組】

- 平成24年度においても、調査・研究事業を効果的に活用し、「自ら評価」にその成果が有効に活用されるよう努める。

<リスク管理措置の実現可能性や勧告・意見申出等の必要性を視野に入れた検討について>

【実施状況】

- 自ら評価を行った「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」については、本年度前半の第14回実施状況調査において、厚生労働省、農林水産省の取組みを確認した。厚生労働省においては、食鳥処理場等に対するリスク低減措置について研究を行っていくこと、消費者への普及啓発及び自治体への要請をしたこと、農林水産省においては、農場の衛生対策状況の調査を行ったこと、都道府県担当者等と意見交換を実施したこと、ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発等に関する研究を開始したこと等の対応が図られていた。

【今後の取組】

- 引き続き、定期的に調査を行うことにより監視を継続する。また、「自らの評価」の実施に当たっては、リスク管理措置の実現可能性等を視野に入れた検討がなされるよう留意していく。

＜「自ら評価」案件に係る食品健康影響評価の実施について＞

① 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

【実施状況】

- 5月の微生物・ウイルス専門調査会において、その他の食中毒原因微生物5案件（二枚貝中のA型肝炎ウイルス（「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」に改訂）、豚肉中のE型肝炎ウイルス（「ブタ肉におけるE型肝炎ウイルス」に改訂）、生鮮魚介類中の腸炎ビブリオ（「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」に改訂）、鶏肉中サルモネラ属菌（「鶏肉におけるサルモネラ属菌」に改訂）、RTE食品・魚介類中のリステリア・モノサイトゲネス（「非加熱喫食調理済み食品（Ready-to-eat食品（RTE食品）におけるリステリア・モノサイトゲネス」に改訂）について、リスクプロファイルの更新の審議を終えた。

【今後の取組】

- 上記5案件を食品安全委員会に報告するとともに、引き続き評価の実施に必要なデータの収集、評価の実施可能性に係る調査審議を進める。

② 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

【実施状況】

- 自ら評価の対象国として決定した15ヶ国に対し質問書を発出して、13ヶ国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン、ホンジュラス）から回答を得た。
- そのうちオーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8ヶ国について、国民からの意見・情報の募集手続きを経て、平成22年2月25日の第321回委員会会合において評価を終了した。
- 評価が終了していない対象国のうち質問書に対する回答があった5ヶ国のうち3ヶ国（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）については、10月13日の第403回委員会会合において報告し、国民からの意見・情報の手続を開始した。
- 評価の終了していない対象国のうち質問書に対する回答があった5ヶ国のうち2ヶ国（ノルウェー、ホンジュラス）については、プリオン専門調査会で調査審議が終了した。

【今後の取組】

○ プリオン専門調査会で調査審議が終了したノルウェー及びホンジュラスについては、国民からの意見・情報の募集手続を実施する。質問書に対する回答がない国（中国、韓国）については、引き続き回答が得られるよう働きかける。

③ 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

【実施状況】

○ 調査審議の実績なし。

【今後の取組】

○ 最終的な評価書を取りまとめるため、新たな知見の集積とその調査審議を行う。

④ 食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

【実施状況】

○ 調査審議の実績なし。

【今後の取組】

○ EFSAで引用されている文献の精査やJECFAの動向等について検討を行い、調査審議を進める。

⑤ オクラトキシンAに関する食品健康影響評価

【実施状況】

○ 第17回かび毒・自然毒等専門調査会から調査審議を継続中である。

【今後の取組】

○ かび毒・自然毒等専門調査会において、平成18及び21年に実施した食品安全確保総合調査の結果を踏まえ、調査審議を進めていく予定。

⑥ トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価

【実施状況】

○ 新開発食品専門調査会において、平成22年度に実施した「食品中に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査」の評価結果を踏まえ、調査審議した。

○ 10月20日の第404回委員会会合において報告し、国民からの意見・情報の募集手続を開始した。

【今後の取組】

○ 国民からの意見・情報を踏まえ、審議結果をとりまとめる予定。

⑦ アルミニウムに関する食品健康影響評価

	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度から食品健康影響評価技術研究で「食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究」の研究を開始した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度末に研究結果が出た段階で、調査・研究企画調整会議で検討の後、食品安全委員会にて担当する専門調査会を決定し、速やかに審議を開始する予定。 <p>⑧ 平成22年度に「自ら評価」を行う案件として選定された、加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでに収集したアクリルアミドに関する情報・科学的知見の再整理を実施しているところ。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度から食品健康影響評価技術研究で研究を推進し、研究結果が出た段階で、調査・研究企画調整会議で検討の後、食品安全委員会にて担当する専門調査会を決定し、速やかに審議を開始する予定。
<p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信</p> <p>「自ら評価」の評価結果について丁寧に分かりやすく情報発信するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても適切な手段で情報発信するなど、国民の不安感等を踏まえてその解消に向けた情報発信を行う。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体と共催して行った意見交換会において、食中毒原因微生物であるカンピロバクター・ジェジュニ／コリのリスク評価結果等を取り上げ、情報提供を行った。 ○ ホームページ上に自ら評価の実施状況及び平成22年度の自ら評価の提案案件についての参考情報を一覧で掲載し、自ら評価の案件として決定されなかった事項についても情報提供を行った。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、情報発信の充実に努めるとともに、評価の状況に応じて適宜情報提供を行う予定。
<p>(4) 「自ら評価」の結果の活用の働きかけ</p> <p>「自ら評価」の評価結果を活用して適切なリスク管理措置が行われるよう、リスク管理機関に対して積極的に働きかける。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象期間中に新たに評価結果が確定した「自ら評価」案件はなかったが、以前に「自ら評価」を行った「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」について、本年度前半の第14回実施状況調査において、厚生労働省、農林水産省の取組みを確認した。厚生労働省においては、食鳥処理場等に対するリスク低減措置について研究を行っていくこと、消費者への普及啓発及び自治体への要請をしたこと、農林水産省においては、農場の衛生対策状況の調査を行ったこと、都道府県担当者等と意見交換を実施したこと、ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発等に関する研究を開始したこと等の対応が図られていた。

		<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、定期的に調査を行うことにより監視を継続する。
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p>	<p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視（モニタリング）等を活性化するため、以下の取組を実施する。</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成23年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成23年10月頃及び平成24年4月頃を目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。</p> <p>さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。</p> <p>また、「自ら評価」の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。</p> <p>なお、勧告・意見申出等については、引き続きその積極的な活用に向けた考え方の整理を行うとともに、緊急時においては、重要事項についての調査審議を行える態勢や、必要に応じてリスク管理機関への意見申出を行える態勢を整える。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4月に、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び環境省に対して実施した第14回調査の結果について、第402回委員会会合（10月6日）において報告。 <p>〔調査対象〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年4月から平成22年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（6分野72品目）及び前回（第13回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（9分野156品目） <p>〔結果概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回（第13回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目を含め、分野別に以下の品目数について結果報告した。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>添加物：16品目、農薬：111品目、動物用医薬品：53品目、化学物質・汚染物質：30品目、微生物・ウイルス：2品目、かび毒・自然毒：1品目、遺伝子組換え食品等：11品目、新開発食品：2品目、肥料・飼料：2品目</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象228品目のうち、リスク管理措置済みであったものは97品目であった。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年11月以降、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に対し、平成22年10月から平成23年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目及び第14回調査時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目を調査対象として、第15回調査を実施する予定。 ○ 上記の調査と併せて、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している評価品目について、きめ細かいフォローを引き続き行う予定。
	<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況について情報の提供を受けるとともに、食品安全に関する意見・要望等を聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、全国に470名の食品安全モニターを依頼し、地域におけるリスク管理状況等の把握に努める。</p> <p>また、食品安全モニターが情報提供等をしやすいよう、参考となる資料を食品安全モニターに配布するなど環境整備を図る。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度食品安全モニターについては、4月1日に新規モニターとして235名（応募総数779名）及び22年度からの継続モニターとして235名の計470名に依頼した。 ○ モニターの方々に委員会の取組等について知識及び理解を深めてもらうとともに、モニター同士による意見・情報交換を行うため、5月20日から6月22日までの間、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）、食品安全モニター会議を開催した。 <p>〔平成23年度における主な改善点〕</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全モニター相互の自発的交流を促進するため、希望を聴取の上、食品安全モニターのプロフィールを作成し、配布した。 <p>○ 食品安全モニターの活動実績は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全行政等に関する意見等について150件（9月末現在）の随時報告があり、関係行政機関に回付するとともに、2か月分を取りまとめて、委員会会合において概要を報告した。 <p>【参考】</p> <p>8月に実施した「食品の安全性に関する意識等について」において、毎年継続して実施している調査や放射性物質による食品への影響や食肉の生食に関して食品安全モニターの意識調査を実施した。併せて、平成23年度において委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、募集を行った。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 今年度2回目となる課題報告を1月以降に実施する予定。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進</p>	<p>最新の科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を的確に行うため、今後5年間に委員会において推進することが必要な調査・研究について目標及びその達成に向けた方策（道筋）を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）に基づき、調査・研究企画調整会議の調査審議も踏まえ、調査・研究を効果的・効率的に行う。課題の選定及び成果の活用の際に「自ら評価」案件も考慮に入れる。</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。</p> <hr/> <p>（1）食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。</p> <p>なお、公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ 平成23年度度新規食品健康影響評価技術研究については、6月2日の第384回委員会会合において、別添資料1のとおり、4研究領域の7課題を研究課題として採択した。</p> <p>○ 平成21年度及び平成22年度に採択した食品健康影響評価技術研究の課題については、中間評価の結果を踏まえて、別添資料2の課題について継続して実施している。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 平成24年度新規研究課題の選定については、12月以降食品安全委員会において研究領域を決定した後、研究課題の募集を行う予定である。また、応募課題については、調査・研究企画調整会議において書面審査及びヒアリング審査（事前評価）を実施し、3月末までに研究課題の候補を選定する予定である。</p> <hr/> <p>【実施状況】</p> <p>○ 研究領域の設定については、「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」に基づき、11月7日開催の調査・研究企画調整会議において、12月5日開催予定の同会議で議論の上決定し、食品安全委員会へ報告する方針が了承された。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 研究領域を設定するため、12月5日に調査・研究企画調整会議を開催する予定である。</p> <p>○ 公募については、食品安全委員会で研究領域を決定した後、24年1月末までに、</p>

	<p>府省共通研究開発システム（e-rad）を利用して研究課題の公募を受け付ける予定。研究課題の募集の際には、食品安全委員会ホームページ、メールマガジン、プレスリリース、日本学術会議メールニュースへの掲載及び関係大学等への郵送による通知等により、広く周知を行う予定である。</p>
<p>（２）平成２２年度に終了した研究課題については、事後評価を適切に実施する。また、得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用するとともに、調査・研究合同成果発表会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成２２年度終了課題（７課題）の事後評価については、９月２９日の第４０１回委員会会合において、別添資料３のとおり決定し、評価結果を研究者に通知するとともに、ホームページで公開した。 具体的には、「目標以上の結果が得られた」が２課題、「目標を達成した」が２課題、「目標の達成は不十分であった」が３課題であった。 ○ また、得られた研究成果については、ホームページにて公開するとともに、１０月２６日に開催した「平成２３年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」にて主任研究者より発表した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議や意見交換等において活用する。
<p>（３）平成２３年度の新規採択課題を含め平成２４年度に継続する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう年度途中において進捗状況調査を行うとともに、中間評価を適切に実施する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進捗状況調査については、１１月上旬より順次、全受託者に対し調査表を交付した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進捗状況調査については、１１月末を目途に調査票を回収し、各受託者の回答結果について、１２月５日開催予定の調査・研究企画調整会議に報告し、その結果を踏まえ必要に応じて受託者へ指導を行う予定。 ○ 平成２３年度の研究課題については、２４年１月に２３年度研究実績報告を求め、内容を審査した上で２４年３月に開催予定の調査・研究企画調整会議にて、研究課題の成果を確認し、継続するか否かを決定し、食品安全委員会へ報告の上、受託者へ通知する予定。
<p>（４）研究費の適切な執行を図る観点から、平成２３年度新規課題を中心に、研究受託者に対する実地指導を推進する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究受託者に対し、１１月９日に第１回目の実地指導を実施した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究受託者を対象とした実地指導を１１月～１月の間に計画的に行う予定。なお、研究費の不適切な経理処理を防止する観点から、本年度の実地指導は全研究受託者を対象として実施する予定。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究受託者に対しては、11月中に経理手続等を定めた「平成23年度食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル」を策定し、その内容を周知する予定。 ○ 平成23年度実施課題（平成23年度に終了する課題を除く。）について中間評価を行い、その結果を平成24年3月中に委員会会合において決定する予定。
	<p>(5) 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」等を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性の確保に関する研究については、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて、厚生労働省及び農林水産省担当者と情報共有を行った。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」及び「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。
	<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成23年度に実施する課題を5月頃までに決定する。また、入札参加者を増やすことで、よりの確な調査成果を得るため、シンクタンク業界団体等を通じて公告関係情報を迅速に提供するとともに、公告開始から入札までの期間を延長するなど入札環境を改善し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。</p> <p>なお、調査課題は食品の安全性に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査の対象課題を選定する。また、選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度においては、10月までに、別添資料4のとおり、4課題を調査課題として選定し、調査実施機関と請負契約を行い、調査を開始した。そのうち2課題が終了している。 ○ 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等をホームページ等で公開した。 ○ 関係者に広く通知し、公正な入札機会を設ける観点から、公告開始から入札までの期間を4週間以上確保している。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度はさらに調査（3課題）を選定する予定としており、現在、調査実施機関の決定に必要な手続を行っているところ。
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催</p> <p>委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、国民の関心事項や意見等を把握し、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。</p> <p>具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの ・ 科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの <p>また、消費者等に身近な事項をテーマとした対話型の意見交換会とするため、地方公共団体や地域の消費者団体等と連携して開催する。</p> <p>なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよ</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめられた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ、意見交換会の計画段階において、テーマごとに適した開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討し、別添資料5のとおり意見交換会を12回開催した。そのうち8回については放射性物質の食品健康影響評価をテーマとして開催した。 ※ 委員会単独で2回、地方公共団体との共催で10回開催（いずれも延べ回数） ○ 地方公共団体との共催により、全国各地で、専門家でなくても参加しやすい気軽な雰囲気の中で、参加者相互間で意見交換するフォーラム形式の意見交換会を5回、参

う、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。

加者が少人数のグループに分かれて話し合い、そこで出た意見や疑問などについて専門家と意見交換するワークショップ形式の意見交換会を3回実施した。実施後のアンケート結果では、理解度の項目で「理解できた」「ほぼ理解できた」との回答が概ね8割以上となっている。

- 消費者団体と連携した意見交換会を2回開催した。
- 中学生を対象とした意見交換会として「ジュニア食品安全ゼミナール」を1回実施した。
- 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を53回行い、そのうち、33回については、放射性物質の食品健康影響評価についての講演を行った。
- 意見交換会の概要をメールマガジンで配信するとともに、意見交換会で用いた資料、説明内容、意見交換の内容等をホームページに掲載した。

【今後の取組】

- 引き続き、地方公共団体等との共催による意見交換会を開催予定であり、当面の予定は次のとおり。
 - ・ トランス脂肪酸の食品健康影響評価に係る意見交換会（11月1日）
 - ・ フォーラム型意見交換会
11月1日 山形県、11月11日 松山市
 - ・ ワークショップ型意見交換会
11月11日 京都府、11月18日 岡山市
 - ・ 消費者団体と連携した意見交換会
11月29日 山口県
 - ・ 中学生を対象とした意見交換会
11月15日 富山県、11月18日 秋田県、11月29日 鹿児島県

2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

(1) ホームページ等による情報提供

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレットの発行等国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて、積極的に情報提供を行う。特に、緊急時においては迅速性を重視した情報発信を行う。また、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。

ホームページについては、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供など一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、食品健

＜ホームページ、メールマガジンについて＞

【実施状況】

- ホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、食の安全ダイヤル等を通じて、国民の関心等の把握に努め、関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案について「重要なお知らせ」等としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。

「重要なお知らせ」としてホームページに掲載した情報は次のとおり。

- ・ 委員長からのメッセージ（緊急とりまとめを終えて）（4月8日掲載）

康影響評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、トップページのコンテンツ項目の見直し及び配置の見直しを行ったところであるが、更に階層化を進めることによって一般的情報から、専門的情報に必要なに応じてリンクできるようホームページの改善を進める。

また、「自ら評価」の案件決定プロセスにおいても、国民の不安感等を丁寧に把握するとともに、「自ら評価」の結果を丁寧に分かりやすく情報提供するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても、ホームページ等への掲載等、適切な手段で情報提供を行う。

- ・ 腸管出血性大腸菌による食中毒に関する情報（5月6日掲載）
- ・ 放射性物質の食品健康影響評価の状況について（7月26日掲載）
- ・ 生食用食肉（牛肉）の食品健康影響評価の状況について（8月4日掲載）
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価の状況について（10月20日掲載）

「自ら評価」に関してホームページに掲載した情報は次のとおり。

- ・ 「自ら評価」の実施状況
- ・ 平成22年度の自ら評価の提案案件についての食品健康影響評価の状況と参考資料

○ 電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約10,300名の会員に対し配信するとともに、食品安全委員会の開催案内、意見等の募集等の当日分の新着情報を毎日19時に、約560名の会員に対し配信した。

○ また、食品の安全性に関する特に重要な事案については、その内容を速やかにお知らせするために臨時メールマガジンを発行するとともに、地方公共団体へ情報提供を行った。

〔参考〕臨時メールマガジンの内容の例

- ・ 4月1日：「東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について」の更新
- ・ 7月26日：「放射性物質の食品健康影響評価の状況について」
- ・ 8月5日：「生食用食肉（牛肉）の食品健康影響評価の状況について」
- ・ 10月27日：「放射性物質の食品健康影響評価について」

【今後の取組】

○ ホームページ上の資料はリスクコミュニケーションの重要なツールの一つであるので、さらに分かりやすい資料の掲載を行う。また、ホームページの改善に努める。

<季刊誌「食品安全」等について>

【実施状況】

○ 季刊誌「食品安全」については、10月に「生食用食肉（牛肉）のリスク評価」を特集した第27号を発行した。

○ 食品安全確保総合調査において作成したビジュアル版「食品の安全に関する用語集（改訂版）」をホームページに掲載した。

【今後の取組】

○ 季刊誌「食品安全」については、11月に第28号を、1月及び3月にそれぞれ第29号及び30号を発行予定。また、発行に当たっては、引き続き、適切なテーマの設定に努める。

(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化

国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

また、委員会が収集・分析した情報を発信するだけでなく、一部国民の間に流布されている不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。

【実施状況】

○ 「放射性物質の食品健康影響評価」に関して、マスメディア関係者を対象として、7月20日に議論の経緯や放射線に関する基礎的事項を中心とした勉強会を、10月26日に評価書の取りまとめに関する事前説明会を行った。

○ 報道関係者に対して、委員会会合の開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。

【今後の取組】

○ 引き続き、各種媒体を活用し、食品安全に関する情報を、よりわかりやすく迅速で正確に情報提供することに努める。

(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

【実施状況】(8月31日現在)

○ 一般消費者等から1,260件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。

〔参考〕

当委員会関係 : 134件
食品健康影響評価関係 : 221件
食品一般関係 : 876件 等

【今後の取組】

○ 引き続き、一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載するとともに、寄せられた情報を消費者庁その他の関係機関と共有する。

3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生等を対象とした意見交換会の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。

【実施状況】

○ 6月18、19日に静岡県で開催された第6回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

○ 10月25日に、愛媛県と連携し、中学生を対象として、昨年度作成した中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を基にしたクイズや食品安全委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール(愛媛県)」を開催した。

○ 訪問学習の受け入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を行った。

○ 季刊誌「食品安全」のキッズボックス等の分かりやすい資料をホームページに掲載し、食品の安全性に関する情報提供を行った。

		<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を開催予定。
	<p>4 リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援</p> <p>食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。</p> <p>また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する知見の高度化のためのセミナーの開催やメールボックスを活用した情報提供を実施する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体との共催で開催する意見交換会に併せて、リスクコミュニケーター育成講座受講者等を対象としてコミュニケーション手法に関する情報提供を8回実施した。 ○ 地方公共団体との共催で開催した意見交換会において、リスクコミュニケーター育成講座受講者等が、ワークショップでの小グループにおける進行役等として参加した。 ○ 事務局と受講者の専用連絡窓口としてメールボックスから、リスクコミュニケーター育成講座等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションを推進する活動を行えるよう、必要な情報を提供した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、リスクコミュニケーター育成講座等の受講者に対し、地域における実践的活動が円滑に行えるよう必要な情報を提供する予定。
	<p>5 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携</p> <p>消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。</p> <p>地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、食品健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体と開催ノウハウの共有を図るほか、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得て実施するなど、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体との共催で意見交換会を10回開催した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度全国食品安全連絡会議を11月22日に開催予定。
<p>第7 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急事態への対処</p> <p>委員会の緊急時対応の指針等を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、「自ら評価」の実施やリスク管理機関から要請のあった食品健康影響評価の優先的実施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表する。国民の不安感を解消するため、緊急時には臨時的に休日の食の安全ダイヤル開設等の柔軟な対応を行う。また、必要に応じて、重要事項としての調査審議やリスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図り対処する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災への対処として、政府対策本部やリスク管理機関との連携のもと、委員会ホームページによる放射性物質の食品安全に関する情報提供を行うとともに、放射性物質の食品健康影響評価を実施した。食品健康影響評価(案)については、Q&Aやワーキンググループによる検討の経過等と併せてホームページに公開し、パブリックコメントを実施するとともに、意見交換会を開催（8月2日）し、第405回委員会合（10月27日）において評価を終了し、リスク管理機関に通知した。 ○ 腸管出血性大腸菌による食中毒の発生への対処として、委員会ホームページによる

	<p>ハザード情報等の提供や、リスク管理機関からの要請に基づく食品健康影響評価を実施した。また、食品健康影響評価（案）については、ホームページで掲載し、パブリックコメントを実施するとともに、意見交換会を開催（8月12日）し、第396回食品安全委員会会合（8月25日）において評価を終了し、リスク管理機関に通知した。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度緊急時対応訓練計画に基づき、実践的な緊急時対応訓練を実施し、緊急事態の発生に備える。
<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>企画等専門調査会（平成23年9月30日以前は、緊急時専門調査会）において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。</p> <p>また、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見を「ハザード概要シート」等として出せるよう提供先のニーズを踏まえて整理する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9月2日の第33回緊急時対応専門調査会において、平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び東日本大震災への対応状況について検証し、今後の改善点等について検討した。委員会への訓練結果報告、平成23年度緊急時対応訓練計画及び訓練骨子について了承された。また、食品安全委員会緊急時対応手順書と食品安全委員会緊急時対応マニュアルの見直しについて検討し、了承された。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画等専門調査会において、平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果の検証を行い、緊急事態への対処体制の改善点について検討する。また、検証結果を踏まえた平成24年度緊急時対応訓練計画を作成する。 ○ 各ハザードに関して一層迅速かつ理解しやすい科学的知見を中心とした情報の提供に備え、定型的なプレスリリース資料等を拡充する。 ○ 「食品安全委員会緊急時対応手順書」については、訓練結果等を踏まえて随時見直し、拡充する。
<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9月15日の第399回委員会会合において、平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。 〔計画の内容〕 今年度は、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とより迅速かつ的確な情報提供に向けた組織能力の向上を重点課題とし、訓練を実施する。 ○ 実効性のある訓練とするため、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計とした。実務研修について9月下旬から、事務局職員を中心に実施。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確認訓練について、12月に委員及び事務局職員を対象に実施し、一連の緊急時対応の手順を実働で試行する予定。

<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>食品健康影響評価のほか、緊急時対応、重要事項の調査審議等に活用するため、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に毎日収集し、情報の受け手や使い手である消費者等の国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確かな整理及び分析を行う。整理・分析した情報については、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して食品安全総合情報システムや隔週ごとに作成する「ハザード報告シート」により適切かつ分かりやすく国民に発信する。</p> <p>このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討を隔週に実施するほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に「自ら評価」に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめた「ハザード概要シート」等の作成・更新を進める。</p> <p>なお、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供に協力いただける専門家等とのネットワーク作りに引き続き務める。</p>	<p>① 食品安全総合情報システムの活用</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「食品安全総合情報システム」に登録されている情報については、ホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産に関わる情報の保護に十分配慮しつつ、広く国民に提供した。 ○ 同システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を、随時実施した。 ○ 緊急事態等においては、危害要因についての科学的な情報を迅速に整理し、ホームページ上で提供した。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最新かつ正確な食品安全情報について、関係省庁との情報の共有化をさらに推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を継続的に行っていく予定。 <p>② ネットワーク作り</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全関係団体への委員会職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説明、各種団体への季刊誌等のパンフレットの配布による情報提供を行うなど、ネットワーク作りを行った。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 順次、御協力いただける方々の拡大について検討を行う予定。
<p>第9 国際協定の推進</p>	<p>FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、同合同農薬専門家会議（JMPR）その他、コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合等食品の安全性に関する国際会議等に委員等を計画的に派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に速やかに報告し、情報の共有及び発信に努める。また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。さらに、欧州食品安全機関（EFSA）や豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ）とその他外国政府機関との連携を強化・具体化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、月報や年度運営計画の配信等英語版ホームページの充実を図る。また、食品健康影響評価結果の概要を含め、広く外国政府機関や国際機関への情報発信を強化し、情報交換することにより、国際的な貢献を推進する。</p>	<p>① 国際会議等への派遣</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JMPR専門家会合、JECFA専門家会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に専門委員等を派遣し（8回）、成果について報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報の共有を図った。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、国際会議等に委員等を派遣し、成果については情報の共有に努める予定。 <p>② 外国政府機関や国際機関等との連携強化、海外研究者の招聘</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10月にEFSAの独立性と科学の信頼性に関するワークショップに参加し、食品安全委員会の独立性や役割について意見を述べた。 <p>【今後の取組】</p>

- 海外の研究者及び専門家を招聘し、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

③ 海外への情報発信

【実施状況】

- 各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG：International Food Chemical Safety Liaison Group）に参加（電話会議2回（6月、11月））し、日本における化学物質の安全性に関する評価等の情報発信、情報交換を行った。
- カナダ保健省の呼びかけでIFCSLGと同様のリエゾングループである「食品中の微生物の安全性に係るリエゾングループ（IMFSLG=International Microbial Food Safety Liaison Group）」が平成23年9月に立ち上がり、初回電話会議を行った。
- 月報（英語版）のEFSA及びFSANZへの送付及びホームページへの掲載を行った。
- 平成23年度食品安全委員会運営計画（抜粋）の英語版を作成し、EFSA及びFSANZへの送付及びホームページへの掲載を行った。
- 放射性物質に係る食品健康影響評価について、緊急とりまとめ、評価書案要約、委員長メッセージ等の英語版を作成し、ホームページへの掲載を行った。

【今後の取組】

- 放射性物質に係る食品健康影響評価について、最終取りまとめの評価書概要や委員長談話等の英訳を作成し、ホームページに掲載予定。
- 食品健康影響評価の結果についても、英訳を進める等英語版ホームページの充実を図る予定。

なお、特段の断りがない限り、平成23年10月31日現在の実績とする。

平成 23 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域	
	研究課題
① 科学物質関連分野（胎児期・発達期の暴露に関する研究）	・胎児移行性における種差を反映したヒト胎児毒性リスク評価手法の開発
② 生物学関連分野（2 有害微生物等に関する研究）	・食品を介するリステリア感染症に係わる高病原性リステリア株の評価と生体側の要因を加味した食品健康影響評価に関する研究
③ 新しい評価手法の開発に関する分野（遺伝子改変モデル動物等を用いた新しい評価に関する研究）	・肝臓キメラマウスを用いたヒト型代謝プロファイルの外挿によるリスク評価手法の開発 ・ラットにおける遺伝毒性・反復投与毒性併合試験法の開発
④ 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野	<p>ア 自ら評価案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルセノシュガー、アルセノリピッドを含有する食品摂取による健康リスク評価 ・食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究 <p>イ 緊急時対応に必要な研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本における農薬等の急性参照用量設定のためのガイダンス作成に関する研究

平成23年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<平成21年度採択課題(5課題)>

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	・ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発
② 食品に起因する有害微生物のリスク評価法に関する研究領域	・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価手法の開発 ・日本海沿岸地域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発
③ 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域	・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立 ・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析

<平成22年度採択課題(8課題)>

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	・遺伝子発現モニターマウスを用いた発達期脳に対する化学物質暴露影響評価法の開発 ・フタル酸エステルの子孫・次世代影響の健康リスク評価に関する研究 ・食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発
③ 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域	・食品中ナノマテリアルの腸管吸収及び体内動態の特性を利用したリスク評価手法の開発 ・グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究 ・用量反応性評価におけるベンチマークドース法の適用に関する研究 ・ナノ物質の経口暴露による免疫系への影響評価手法の開発 ・トランス脂肪酸による動脈硬化性疾患の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立

平成22年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

<平成20年度採択課題(5課題)>

研究領域		研究課題	評価結果
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究	目標以上の成果があった。
② 食品に起因する有害微生物のリスク評価法に関する研究領域		・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究	目標の達成には不十分であった。
		・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究	目標以上の成果があった。
③ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用	目標の達成には不十分であった。
④ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域		・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立	目標の達成には不十分であった。

<平成21年度採択課題(1課題)>

研究領域		研究課題	評価結果
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		・内分泌かく乱作用が疑われる化合物の実験動物を用いた低用量影響評価法の確立	目標を達成した。

<平成22年度採択課題(1課題)>

研究領域		研究課題	評価結果
② 食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域		・市販鶏卵における <i>Salmonella</i> Enteritidis 汚染の疫学調査とリスク評価のための予備的研究	目標を達成した。

平成23年度食品安全確保総合調査実施計画

番号	調査課題	進捗状況
1	放射性物質の食品健康影響評価に関する情報収集調査	調査終了
2	腸管出血性大腸菌の食品健康影響評価に関する調査	調査終了
3	ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査	調査実施中
4	食品中に含まれる物質等の安全性評価等科学的知見の収集に関する調査	調査実施中

平成23年度に開催した意見交換会

番号	日付	開催地	意見交換会名	共催団体
1	6月18日	静岡県	食品の安全を考える～食肉の生食による食中毒のリスクを中心に～	静岡県
2	8月2日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション～放射性物質に係る食品健康影響評価～	
3	8月12日	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション～生食用食肉（牛肉）に係る食品健康影響評価について～	
4	8月25日	岡山県	食品のリスクを考えるフォーラム（岡山県岡山市）～食品と放射性物質～	岡山県
5	8月25日	岡山県	食品のリスクを考えるフォーラム（岡山県津山市）～食品と放射性物質～	岡山県
6	8月30日	山口県	食品のリスクを考えるフォーラム（下関市）～生食用食肉のリスク～	下関市
7	9月16日	長崎県	食品のリスクを考えるワークショップ（長崎県）～知っとる？食品添加物～	長崎県
8	9月27日	愛知県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（愛知県岡崎市）～食品と放射性物質～	愛知県、岡崎市、岡崎市食育推進ボランティア
9	10月6日	佐賀県	食品のリスクを考えるフォーラム（佐賀県）～私たちの健康と食品添加物の安全性～	佐賀県
10	10月18日	徳島県	食品のリスクを考えるワークショップ（徳島県）～食品と放射性物質について～	徳島県
11	10月19日	滋賀県	食の安全・安心シンポジウム（滋賀県）食品のリスクを考える～食品と放射性物質～	滋賀県、滋賀県生活協同組合連合会
12	10月20日	東京都	食品のリスクを考えるフォーラム（東京都世田谷区）～食品と放射性物質～	東京都
13	10月25日	愛媛県	ジュニア食品安全ゼミナール（愛媛県）	愛媛県
14	10月25日	鹿児島県	食品のリスクを考えるワークショップ（鹿児島県）～食の安心は食品の安全性とリスクを知ることから～	鹿児島県